

出店販売における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和2年9月

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構

コロナ禍において、製品の販売活動もコロナ感染拡大防止のための対策を講じる必要があるのは言うまでもありません。今回、出店販売における新型コロナウイルスの感染拡大防止のためのガイドラインを策定しましたので、エル・チャレンジの企画する販売会に参加する場合や具体的な取り組み方がわからない場合などにはこれらを参考にしてください。

また、実際の販売にあたっては発熱や風邪のような症状がある人は販売に参加しないことはもちろん、必要に応じて販売員の名簿・検温表を整備しておくようにしてください。

■飛沫感染の防止（密を避ける）

- 1 販売ブース内で販売員が密にならないように人数を制限する。
- 2 販売ブース同士も間隔をあけて距離を確保する。
- 3 お客様と応対する時は、必ずマスクを着用する。
ただし、熱中症などのリスクを避けるため、お客様がいない場合やお客様と2m以上の距離が空いている場合は、適宜マスクを外すなどの対策を心がける。
- 4 可能であればフェイスシールドの着用、またはお客様と販売員の間に飛沫防止用ビニールの設置をする。

■接触感染の防止（共有物の消毒等）

- 5 お客様が自由に使える手指消毒液を設置する。
- 6 お客様が触れる可能性のあるモノ・場所については定期的に清掃消毒をする。
販売用に陳列する製品も可能な限り清拭する。難しい場合は製品をPP袋などで包装しておく、見本用の製品と販売用の製品を区別する等の対策をする。
- 7 金銭のやり取りにはコイントレーを利用するなど、直接手渡しすることは避ける。
- 8 ワークショップを行う場合は、器材・道具を共用しない。
やむを得ず機材等の共用を行う場合は、必ず使用の度に清掃消毒をする。
- 9 食品の試食は行わない。

以上